

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	アフガニスタン・イスラム共和国における中央・高地三県における学校建設計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	中央・高地三県における学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,895,000千円 -----	H24.1.12 カブール で (同日)	本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合児童基金側 ビーター・クローリー在アフガニスタン事務所代表	H24.1.24 11号
国際連合	アフガニスタン・イスラム共和国における「刑事司法能力強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	刑事司法能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	701,000千円 -----	H24.1.24 カブール で (同日)	本側 岡田誠司在アフガニスタン臨時代理大使 国際連合側 アンソータ・ミッタル国際連合薬物犯罪事務所在アフガニスタン事務所代表	H24.2.6 25号
国際熱帯木材機関	カメルーン共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国及び中央アフリカ共和国における「コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際熱帯木材機関との間の交換公文	コンゴ盆地における持続可能な熱帯雨林経営と生物多様性保全のための能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	278,000千円 -----	H24.1.25 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 国際熱帯木材機関側 エアスエル・ゼ・メカ事務局長	H24.2.6 27号
国際連合開発計画	コンゴ民主共和国における「北キプロ州の鉱物資源手探掘地域における平和の定着計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	北キプロ州の鉱物資源手探掘地域における平和の定着計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	510,000千円 -----	H24.2.29 キンシャサで (同日)	日本側 富永純正在コンゴ民主共和国大使 国際連合開発計画側 フライデル・サラシロ在コンゴ民主共和国事務所代表	H24.3.13 67号
国際連合開発計画	バキスタン・イスラム共和国における「ベシヤワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会的連帯及び平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務の購入するための資金の贈与	ベシヤワール・トルハム間道路沿線のアフガニスタン難民受入コミュニティにおける社会的連帯及び平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	996,000千円 -----	H24.3.1 イスラマバードで (同日)	日本側 河野章在バキスタン臨時代理大使 国際連合開発計画側 田中敏裕在バキスタン事務所	H24.3.13 68号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合開発計画	コートジボワール共和国における「小型武器拡散対策支援計画」のための贈与に関する日本政府と国際連合開発計画との間の交換公文	小型武器拡散対策支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	384,000千円 -----	H24.3.6 アビジャ ンで (同日)	日本側 井上進在コートジボワール共和国大使 国際連合開発計画側 シントラム・ソエクレエ在コートジボワール共和国事務所代表	H24.3.23 83号
国際連合工業開発機関	ギニア共和国における若年層への職業訓練支援計画のための贈与に関する日本政府と国際連合工業開発機関との間の交換公文	若年層への職業訓練支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	234,000千円 -----	H24.3.7 コナクリ で (同日)	日本側 中野直雄在ギニア大使 国際連合工業開発機関側 パンオテアイギ・サコ在ギニア・リベリア・シエラレオネ事務所代表	H24.3.21 78号
国際連合人口基金	アフガニスタン・イスラム共和国における「社会人口及び経済統計調査支援計画」のための贈与に関する日本政府と国際連合人口基金との間の交換公文	社会人口及び経済統計調査支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	888,000千円 -----	H24.3.11 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合人口基金側 ローレン・ゼスレル在アフガニスタン事務所代表	H24.3.26 92号
世界食糧計画	カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	210,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モハメッド・サレヒーン日本事務所長	H24.4.2 106号
世界食糧計画	スリランカ民主主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	120,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モハメッド・サレヒーン日本事務所長	H24.4.2 107号
世界食糧計画	ガーナ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	190,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モハメッド・サレヒーン日本事務所長	H24.4.2 108号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	コソボ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モハメッド・サレヒー日本事務所長	H24.4.2 109号
世界食糧計画	セネガル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	280,000千円 -----	H24.3.16 東京で (同日)	日本側 加藤敏幸外務大臣 政務官 モハメッド・サレヒー日本事務所長	H24.4.2 110号
国際連合児童基金	ギルギス共和国における「基礎教育整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	基礎教育整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	377,000千円 -----	H24.3.19 ビシュケクで (同日)	日本側 丸尾真在ギルギス国際連合児童基金側 ジョナサン・グイエ在ギルギス事務所代表	H24.4.3 115号
国際連合児童基金	ナイジェリア連邦共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H24.3.20 アブジャで (同日)	日本側 庄司隆一在ナイジェリア大使館 国際連合児童基金側 スオミ・サカイ在ナイジェリア事務所代表	H24.4.4 120号
国際連合児童基金	インドにおける「ボリオ模範計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ボリオ模範計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	120,000千円 -----	H24.3.26 ニューデリーで (同日)	日本側 齋木昭隆インド大使館 国際連合児童基金側 カリン・フルシヨフ在インド事務所代表	H24.4.6 133号
世界食糧計画	ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画」のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	少数民族地域を含む貧困地域への食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	814,000千円 -----	H24.4.18 ロープで (同日)	日本側 河野雅治在イタリヤ大使館 世界食糧計画側 プーサリソ・カスフ事務所長	H24.5.1 163号
国際連合開発計画	ケニア共和国における「平和構築のための新憲法施行支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	平和構築のための新憲法施行支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	247,000千円 -----	H24.6.6 ナイロビで (同日)	日本側 高田裕久在ケニア大使館 国際連合開発計画側 プエネアス・チャブ在ケニア事務所代表	H24.6.22 221号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国連機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合開発計画	モザンビーク共和国における「地雷除去計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	地雷除去計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	164,000千円 -----	H24.6.14 マプトで (同日)	日本側 橋本栄治在モザンビーク大使 国際連合開発計画側 ジェニアフアー・トジビング国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在モザンビーク事務所代表	H24.7.18 243号
国際連合開発計画	アフガニスタン・イスラマ共和国における「独立選挙委員会能力強化支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	独立選挙委員会能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	708,000千円 -----	H24.6.24 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合開発計画側 アルバロ・ロドリゲス在アフガニスタン事務所長	H24.7.5 236号
国際連合食糧農業機関	アフガニスタン・イスラマ共和国における第三次農業生産拡大及び生産性向上計画の実施するための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	第三次農業生産拡大及び生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	884,000千円 -----	H24.8.12 カブール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合食糧農業機関側 ウスヤン・ギンフト在アフガニスタン代表	H24.8.22 292号
国際移住機関	南スーダン共和国における「国境及び出入国管理計画」のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の交換公文	国境及び出入国管理計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	429,000千円 -----	H24.8.20 ジュバで (同日)	日本側 堀江良一在スーダン大使 国際移住機関側 グインセン・ト・フーグラー在南スーダン事務所長	H24.9.4 300号
国際連合開発計画	ソマリア民主共和国における「紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	紛争、武装集団及び海賊の影響を受けた若年層の更正・社会統合支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	474,000千円 -----	H24.8.30 ナイロビ で (同日)	日本側 高田裕久在ケニア大使 国際連合開発計画側 マーク・ボーズン在ソマリア事務所代表	H24.9.13 308号
世界食糧計画	イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	580,000千円 -----	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 マーサリ・カスン事務所長	H24.12.26 389号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成○年△月○日をH○.△.□と記している。
(注3)日付については、平成○年△月○日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	270,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 390号
世界食糧計画	ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	460,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 391号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 392号
世界食糧計画	ソマリア連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	280,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 393号
世界食糧計画	チアド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	330,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 394号
世界食糧計画	中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 395号
世界食糧計画	南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	250,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 396号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	190,000千円	H24.12.4 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H24.12.26 397号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	アフガニスタン・イスラム共和 国における小児感染症予防計画 のための贈与に関する日本国政 府と国際連合児童基金との間の 交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及 び役務の購入	1,064,000千円 -----	H24.12.11 カブール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガ ニスタン大使 国際連合児童基金側 ビー ター・クローリー在アフ ガニスタン事務所代表	H24.12.25 387号
国際連合パレ ステナ難民救 済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援 助に関する日本国政府と国際連 合パレスチナ難民救済事業機 関との間の交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購 入	630,000千円 -----	H24.12.12 アンマン で (同日)	日本側 小菅淳一在ヨルダ ン大使 国際連合パレスチナ難民救 済事業機関側 フアイリッポ ・グラランダイ事務局長	H24.12.26 388号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。